

申請締め切りは8月25日（火） 特別定額給付金

担当 特別定額給付金担当

☎046(2552)5018
FAX 046(2552)3550

特別定額給付金の申請は
8月25日（火）まで（当日
消印有効）です。
せ先へお問い合わせください。

○問い合わせ先 特別定額
給付金専用ダイヤル ☎

まだ申請していない方は、
申請書がお手元にならない方は、
同居人の方などがすでに受
け取っていないか確認の
上、担当へお問い合わせく
ださい。

その他、特別定額給付金
について詳しくは問い合わせ



令和2年国勢調査

担当 情報システム課

☎046(2552)8860
FAX 046(2552)3550

国勢調査は、日本国内に

帯が対象です。

住む全ての人・世帯を対象
に調査することで、生活環
境の改善や防災計画など、
私たちの生活に欠かせない
さまざまな施策に役立てら
れる大切な調査です。市民
の皆さんのご理解とご協力
をお願いします。

調査事項

世帯員について

「男女の別」「出生の年

調査の対象

10月1日現在、日本国内
に普段住んでいる全ての人
（外国人を含む）および世

「世帯について」
「世帯員の数」「世帯の

家具転倒防止板の設置

担当

福祉長寿課

☎046(2552)7127
FAX 046(2552)3550

地震などで倒れた家具の
下敷きになる事を防ぐ「家
具転倒防止板」の設置を、

設置が困難な世帯へ行いま
す（一世帯4台まで。背面
が壁に接していない家具は
設置不可）。

○対象 65歳以上の方の
みの世帯または身体障害
者手帳1・2級の方のみ
の世帯

○費用 取り付け作業費

の2分の1（上限179
9円）の額に家具転倒防
止板購入費（幅90センチ
メートルの家具1台90
0円程度）を加えた額
※市民税非課税世帯は取
り付け作業費を免除しま
す。畳の上の家具は1台
につき110円程度加算。

○申請方法 9月4日（金）

感染症対策

種類「住居の種類」「住
宅の建て方」の4項目

新型コロナウイルスの感
染拡大を防止し、市民の皆
さんと調査員の安全・安心
を確保するため、次のよう
に実施します。

●調査の趣旨などの説明は
インターホン越しに行い、
調査書類は郵便受け・ドア
ポストなどに入れて配布し
ます（不在の場合でも郵便
受け・ドアポストなどに入
れて配布することがありま
す）。

●対面での説明が必要な場
合は、マスク着用の上、一
定の距離を保ちつつ簡潔に
行います。

最近の消費生活相談事例

担当

広聴人権課

☎046(2552)8495
FAX 046(2552)0220

次のような相談事例が増
えています。消費について
困ったときや、判断に迷う
場合は、消費生活センター
へご相談ください。

事例

「お試し価格」に注意 定
期購入になっていませんか

年金の未納や未加入がある
60歳以上の方へ

国民年金任意加入制度

担当

国保年金課

☎046(2552)7035
FAX 046(2552)7043

やむを得ない事情で国民
年金保険料を納めていない
方、国民年金に加入してい
なかった期間がある方は、

「任意加入制度」の利用で
老齢基礎年金受給額を増や
すことができます。

老齢年金を受け取るには、
原則120月（10年）以上
の年金保険料納付期間（厚

までに市役所2階福祉長
寿課で配布する申請書（市
ホームページからダウン
ロード可）に必要な事項を
明記し、直接担当へ

※設置は10月～11月を予

定。
※新型コロナウイルス感
染症の影響により、日程
の変更や事業を中止する
場合があります。

に問い合わせると、「5回
の商品購入が条件の契約だ
」と言われた。

【アドバイス】

●価格だけで判断せず、定
期購入が条件となっていな
いか、支払う総額はいくら
か、解約・返品はできるの
かなど契約内容をしっかり
確認しましょう。

●事業者に連絡した記録や、
広告、利用規約などの画面
の保存や印刷をしておきま
しょう。

●スマートフォンで文字は
特に小さく、定期購入につ
いて注意書きがよく見えな
かったという事例もあるの
でご注意ください。

●不安に思った場合やトラ
ブルになった場合は消費生
活センターなどに相談しま
しょう。

ご利用ください 消費生活センター

市消費生活センターでは、

専門の資格を持つ相談員が、
消費トラブルの相談などを
受け付け、問題解決のため
のサポートをしています。
困ったときや、不明なこ
とは市消費生活センターに
ご相談ください。

○受付時間 月曜～金曜日
午前9時30分～正午、午
後1時～4時（年末年始、
祝・休日を除く）

※偶数月の第2水曜日は
午後のみ。

○相談方法 電話で同セン
ターへ

○専用電話 ☎046（2
52）8490（受付時
間外は☎188へ）

先へお問い合わせください。

※保険料の支払いは、加入
申込をした日の月の分から

○申込方法 年金手帳、預
金通帳とその届出印を市
役所1階国保年金課また
は厚木年金事務所へ

※60歳以降の任意加入は
原則口座振替となります。
※加入状況や納付状況に
応じて戸籍謄本や在学証
明書などが必要になる場
合があります。

○問い合わせ先 厚木年金
事務所国民年金課 ☎

46（223）7171